



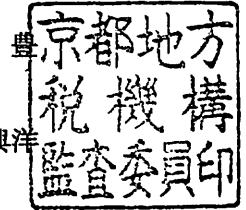
定期監査結果に基づき講じた措置の公表

平成 22 年度に執行した監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 199 条第 12 項の規定により、京都地方税機構広域連合長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成 23 年 10 月 7 日

京都地方税機構監査委員

田畑



同

小泉

興洋

平成22年度定期監査結果に対する措置状況

指摘事項	措置の内容
<p>(1) 旅費の支給について 平成21年度において、旅費の支給が大幅に遅延している事例が多数認められた。(総務課及び業務課)</p>	<p>(1) 平成21年12月からの総務事務システムを利用した旅費支給により、旅費支給事務のシステム化を図ることで支給遅延が発生しない仕組みとした。</p>
<p>(2) 会計帳簿について 現金出納簿について、点検・押印もれ事例が認められた。(乙訓地方事務所)</p>	<p>(2) 監査終了後、関係職員に今後の適正な事務処理について徹底を図った。</p>
<p>(3) 履行確認について 納品日未記載の納品書を受領し履行確認を行った事例が認められた。(総務課)</p>	<p>(3) 監査終了後、直ちに指摘事例の納品日等について関係職員の聞き取り等による点検を行い、履行年度等について誤りや不正のなかったことを確認するとともに、今後の適正な事務処理の徹底を図った。</p>
<p>(4) 契約事務について 委託契約等各種契約締結に係る文書事務において、校合が行われていない事例や公印審査が適切に行われていない事例が多数認められた。 また、物品調達契約において、参考見積書を見積書とする確認行為を行った日が記録されていない事例が認められた。(総務課)</p>	<p>(4) 監査終了後、関係職員に今後の適正な事務処理について徹底を図った。</p>
<p>(5) 服務管理について 出勤簿の押印がない事例が認められた。(総務課、業務課及び山城中部地方事務所)</p>	<p>(5) 平成23年3月に開催した地方事務所長会議で職員の出退勤等の勤務時間管理について徹底を図った。</p>